

## 「サプライヤー倫理行動規範」の導入について

ボーダフォン株式会社(本社:東京都港区、社長:ビル・モロー)は、社会的責任を果たす「CSR」活動(Corporate Social Responsibility)の一環として、2006年2月中旬より、ボーダフォングループ共通の調達方針である「サプライヤー倫理行動規範」(Code of Ethical Purchasing、以下CEP)を、ボーダフォンの主要取引先に対して提示し、順守を求めています。

CEPは、ボーダフォングループのサプライチェーンマネジメントにおいて、安全で公正な労働に関する課題、環境的課題、社会的課題に対し、責任ある取り組みを推進することを目的としています。ボーダフォングループでは、世界人権宣言および国際労働機関(ILO)の諸条約などを参考に、2004年、児童労働、差別および環境保護などの10項目についてCEPを制定し、グローバル調達においてすでに導入を開始しています。今回ボーダフォングループ各国で取り組みを開始し、日本においてもサプライヤー各社との協力のもと、各項目の規範の達成および継続的改善を目指します。

ボーダフォンでは、今後も、CSR活動に尽力してまいります。

### < サプライヤー倫理行動規範の項目 >

- |            |                                       |
|------------|---------------------------------------|
| 1. 児童労働の禁止 | 児童を雇用しない。                             |
| 2. 強制労働の禁止 | 強制的、拘束的または義務的な労働をさせない。                |
| 3. 安全および衛生 | 健康的で安全な労働環境を従業員に提供する。                 |
| 4. 結社の自由   | 従業員は労働組合や他の団体に自由に参加できる。               |
| 5. 差別の撲滅   | 人種差別や性差別を含む差別行為を禁ずる。                  |
| 6. 行為規律    | 従業員を尊敬と威厳をもって扱う。                      |
| 7. 労働時間    | 従業員の労働時間は現地法を順守しており、過度にならない。          |
| 8. 報酬の支払   | 従業員には公正かつ合理的な支払と条件が提供されている。           |
| 9. 個人の品行   | いかなる形態の贈賄行為も禁ずる。                      |
| 10. 環境保護   | 資源の有効活用、汚染排出の抑制および環境・社会に配慮した製品開発に努める。 |

ILO(=International Labor Organization)

以上